

報告第 6 号

専決処分の報告について

町の瑕疵による自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年 9 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第17号

自動車破損に係る損害賠償の額の決定について

公用車法定12ヶ月点検の際に借受けた代車で起こした自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成18年9月11日おいらせ町議会議決）第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年7月25日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

処分理由

平成30年6月19日に発生した、公用車法定12ヶ月点検の際に借受けた代車と一般車両との自動車破損に係る損害賠償について、賠償額が確定したため、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第1号の規定により専決処分するものである。

別 紙

1 相手方

(所有者) おいらせ町在住者 (乙)

2 事故の概要

平成30年6月19日午前11時35分頃、町職員が運転するおいらせ町(甲)が借受けた代車を所用のため下田公園駐車場に駐車した。その際にサイドブレーキを掛け忘れたため、傾斜により自然走行してしまい、右側前方に駐車していた乙所有の車両に接触し、車両右側側面を破損させたもの。

3 損害賠償額

金 196,140円

内訳 車両損害に対する賠償の金額 196,140円

4 示談の内容

甲は乙に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として金196,140円を乙指定口座に支払う。なお、本件示談の他、甲乙間には一切の債権債務関係が無いことを確認する。